

気候変動対策推進のための有識者会議の運営について（案）

気候変動対策推進のための有識者会議（以下「会議」という。）の運営については、以下のとおりとする。

1. 会議は、非公開とし、配布資料及び議事要旨は、会議終了後、速やかに公開する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、配布資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。
2. 会議の内容については、会議終了後、記者ブリーフを実施する。
3. このほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。